

給付の対象となる用具の一覧

種目	対象者及び程度	条件等	基準額(単位:円)		耐用年数
盲人用時計	視覚障害2級以上		触読時計	10,300	10
			音声時計	13,300	
視覚障害者用 ポータブルコーダー (録音再生機)	視覚障害2級以上			89,800	6
視覚障害者用 ポータブルコーダー (再生専用機)	視覚障害2級以上			36,750	6
視覚障害者用 地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上	テレビ音声及びFM/A M放送を受信する機能 を有し、視覚障害者が 容易に使用し得るもの		29,000	5
点字 タイプライター	視覚障害2級以上	就学・就労している者又 は就学・就労が見込ま れる者		63,100	5
電磁調理器	①視覚障害2級以上 ②知的障害等級A以上	18歳以上の障害者で、 障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯であ ること。		41,000	6
盲人用音声式体温計	視覚障害2級以上	視覚障害のみの世帯 及びこれに準ずる世帯 であること。		9,000	5
点字図書	視覚障害	主に情報の入手を点字 によっている者			
盲人用体重計	視覚障害2級以上	視覚障害のみの世帯 及びこれに準ずる世帯 であること。		18,000	5
盲人用血圧計	視覚障害2級以上	視覚障害のみの世帯 及びこれに準ずる世帯 であること。		15,000	5
視覚障害者用読書器	視覚障害	拡大画像又は音声信 号により読書等が可能 になる者		198,000	8
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害2級以上			7,000	10
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上かつ 聴覚障害2級以上			383,500	6

聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であること。	87,400	10
聴覚障害者用 通信装置	①聴覚障害 ②発声・発語に著しい障害を有する者	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000	5
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上		115,000	6
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	6
人工内耳用外部装置	聴覚障害	人工内耳を装着している者。ただし、医療保険が適用できる場合を除く。	200,000	5
人工内耳用電池	聴覚障害	人工内耳を装着している者	電池(充電電池以外のもの) 片耳あたり 2,000	—
			充電電池 片耳あたり 24,000	1
便器	①下肢機能障害2級以上 ②体幹機能障害2級以上 ③難病患者	常時介護を要する者	4,450	8
			便器に手すりを付けた場合 5,400	
特殊便器	①上肢機能障害2級以上 ②知的障害等級A以上 ③難病患者	訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	151,200	8
特殊マット	①下肢機能障害1級 ②体幹機能障害1級 ③難病患者	常時介護を要する者	2,400	5
特殊寝台	①下肢機能障害2級以上 ②体幹機能障害2級以上 ③難病患者	常時介護を要する者	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの 154,000	8
特殊尿器	①下肢機能障害1級 ②体幹機能障害1級 ③難病患者	常時介護を要する者	67,000	5
入浴担架	①下肢機能障害2級以上 ②体幹機能障害2級以上	入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者	82,400	5
体位変換器	①下肢機能障害2級以上 ②体幹機能障害2級以上 ③難病患者	常時介護を要する者	15,000	5

携帯用会話補助装置	①音声言語機能障害 ②肢体不自由	発声・発語に著しい障害を有する者	98,800	5
入浴補助用具	①下肢機能障害 ②体幹機能障害 ③難病患者	入浴に介助を必要とする者	90,000	8
移動用リフト	①下肢機能障害2級以上 ②体幹機能障害2級以上 ③下肢機能に障害のある難病患者 ④体幹機能に障害のある難病患者		159,000	4
歩行支援用具 (手すり、スロープ、歩行器、車椅子テーブル等)	①下肢機能障害 ②平衡機能障害 ③体幹機能障害	家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	①下肢機能障害3級以上 ②体幹機能障害3級以上 ③乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)3級以上 ④下肢機能に障害のある難病患者 ⑤体幹機能に障害のある難病患者	特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者又はそれと同程度の者	200,000	1 回 限 り
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	51,500	5
酸素ボンベ運搬車	呼吸機能障害	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000	10
ネブライザー(吸入器)	①呼吸器機能障害3級以上 ②呼吸器機能に障害のある難病患者 ③①又は②と同程度の障害者及び難病患者		36,000	5
火災警報器	①身体障害等級2級以上 ②知的障害等級A以上	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であること。	15,500	8
自動消火器	①身体障害等級2級以上 ②知的障害等級A以上 ③難病患者	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であること。	28,700	8

電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害3級以上 ②呼吸器機能に障害のある難病患者 ③①又は②と同程度の障害者及び難病患者			56,400	5	
訓練いす	①下肢機能障害2級以上 ②体幹機能障害2級以上	18歳未満の者		33,100	5	
訓練用ベッド	①下肢機能障害2級以上 ②体幹機能障害2級以上 ③下肢機能に障害のある難病患者 ④体幹機能に障害のある難病患者		腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8	
点字器	視覚障害2級以上	文字の読み書きが困難な者	標準型	A32マス18行両面書 真鍮板製 10,400	7	
				B32マス18行両面書 プラスチック製 6,600		
			携帯用	A32マス4行片面書 アルミニウム製 7,200	5	
				B32マス12行片面書 プラスチック製 1,650		
頭部保護帽	①下肢機能障害 ②体幹機能障害 ③知的障害	頻繁に転倒する恐れのある者		12,160	3	
人工喉頭	音声・言語機能障害	無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	笛式	5,000	4	
			電動式	70,100	5	
歩行補助つえ (一本杖のみ)	①下肢機能障害 ②体幹機能障害 ③平行機能障害	歩行時に軽度のバランス能力の低下が認められ握力が比較的良好な者	木材	2,200	3	
			軽金属	3,000		
収尿器	ぼうこう機能障害	①排尿のコントロールが困難な者 ②尿路変更のストーマを造設した者	男性用	普通型	7,700	1
				簡易型	5,700	
			女性用	普通型	8,500	
				簡易型	5,900	
ストーマ装具	①ぼうこう機能障害 ②直腸機能障害	ストーマを造設した者	消化器系	8,600	—	
			尿路系	11,300		

ストーマ装具に代えて紙おむつ	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で相談所等の判定により必要とする者	12,000	—
情報・通信支援用具 (パソコン周辺機器・ソフト等)	①視覚障害2級以上 ②上肢機能障害2級以上	周辺機器等を利用しなければパソコンの使用が困難な者	100,000	5
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	①呼吸機能障害 ②心臓機能障害 ③難病患者	在宅で人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5
発電機又は蓄電池 (ポータブル電源)	①呼吸器機能障害3級以上 ②腎臓機能障害3級以上 ③①又は②と同程度の障害者及び難病患者	在宅において人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)、酸素濃縮器、透析装置等の電気式医療機器の使用が常時必要な者	100,000	5

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 消費税の取り扱いについては、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理(平成3年厚生省告示第130号)に基づいて消費税が課税される物品の支給については基準額に消費税額を加えた額を上限とし、消費税が課税されない物品の支給については課税無しとする。

4 附属品等をつける場合は、補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準に基づきその基準の額を上乗せした額を上限とする。